

特定接種の接種体制に関する覚書

内閣府大臣官房厚生管理官 小川 尚良（以下「甲」という。）と内閣共済組合内閣府本府支部長内閣府大臣官房長 河内 隆（以下「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）の別添の（2）に定める職務に従事する甲の職員 ■■■ 人分の特定接種を行うこと。なお、接種場所については、内閣共済組合内閣府診療所（東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館2階）とする。

以上

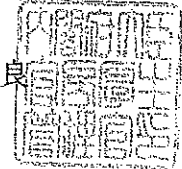
以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成29年1月5日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番地1号

内閣府大臣官房厚生管理官

小川 尚良



乙 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣共済組合内閣府本府支部長

内閣府大臣官房長 河内

